

一般財団法人愛知県建築住宅センター  
耐震評定業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が定めた耐震評定業務規程（以下「業務規程」という。）第19条に基づき、建築住宅センターが実施する耐震評定業務に係る手数料に関し、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 建築住宅センターは、業務規程第10条第1項に基づいて評定の申請を引き受けたときは、申請に係る建築物、建築物の部分及び工作物（以下「建築物等」という。）の延べ面積に応じて、申請一件につき、次に掲げる手数料の額とする。

表1 耐震改修計画評定 手数料 (税込) 単位：円

建築物の延べ面積	手数料
2,500 m <sup>2</sup> 以下	275,000 (税抜 250,000)
2,500 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以下	297,000 (税抜 270,000)
3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下	330,000 (税抜 300,000)
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	550,000 (税抜 500,000)
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積り

表2 耐震診断判定 手数料 (税込) 単位：円

建築物の延べ面積	手数料
500 m <sup>2</sup> 以下	187,000 (税抜 170,000)
500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	242,000 (税抜 220,000)
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下	308,000 (税抜 280,000)
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	517,000 (税抜 470,000)
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積り

表3 耐震診断判定及び補強計画 手数料 (税込) 単位：円

建築物の延べ面積	手数料
2,500 m <sup>2</sup> 以下	275,000 (税抜 250,000)
2,500 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以下	297,000 (税抜 270,000)
3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下	330,000 (税抜 300,000)
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	550,000 (税抜 500,000)
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積り

- 2 特殊な構造及び不整形等、難易度が高い場合は、前項に掲げる税抜き手数料の20%に相当する額を加算し消費税(10%)を加えた額とする。
- 3 建築住宅センターは、申請者が次のいずれかに該当する複数の建築物等を同時に申請する場合、第1項及び第2項に基づき算出した税抜き手数料から10%に相当する額を減額し消費税(10%)を加えた額とする。
  - (1) 同一の申請者から10件以上の申請があること。
  - (2) 同一の設計事務所から5件以上の申請があること。
- 4 再部会が必要と成った場合は、再部会費用として1回当たり44,000円(税込)を追加する。
- 5 評定書が発行された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、変更内容により別途見積りとする。

#### (納入方法)

**第3条** 申請者は、第2条に係る手数料を指定期日までに建築住宅センターの指定する金融機関へ振り込みにより納入する。

- 2 前項の振り込みに要する費用は、申請者の負担とする。

#### (附 則)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年4月1日から施行する。